

国立公文書館「専門職員研究会」(1989～1993)の審議内容

中野目 徹

はじめに

昨2019年12月、国立公文書館に置かれた「アーキビスト認証準備委員会」から「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」と題する答申が出され、その結果が同館により公表された。それによれば、2018年にやはり国立公文書館によって公表された「アーキビストの職務基準書」に基づき、アーカイブズに置かれる「専門職」の制度を確立し、その「信頼性・専門性を確保するため、認証制度を創設」する、となっている。斯界待望のアーキビスト認証制度の創設であり、筆者も基本的な方向性としては大きな期待をもって今後の制度運用を見守っていきたいと考えているが、答申の冒頭の「はじめに」では、「公文書館法（昭和62年法律第115号）の制定以前から、アーキビストについては、関係機関団体において検討や提言がなされ、その養成が進められてきた。」と書かれているだけで、これまでの「検討や提言」の具体的内容については一切触れられていない⁽¹⁾。

当の国立公文書館でも、公文書館法制定以後、同法第4条第2項で定められた「専門職員」の養成と資格制度については、何度か要綱設置の研究会を立ち上げて検討を進めてきたのであり、筆者もその初期の研究会に事務方として関わる機会があった。本誌前々号と前号に掲げたインタビューでは、公文書館法制定と制定後の施行当初の施策まで述べたので、本稿ではその後、国立公文書館の業務の中心の一つとなった「専門職員」の養成と資格制度の検討がいかに行なわれたのかについて論じてみたい。

ネット上で公開されている情報によれば、今回の準備委員会は開催された期間も短く、回数も多くはなかったようだ。過去の議論がどのくらい参照されたのか分からないので、筆者手持ちの資料（私文書一写真参照）によって過去の議論を振りかえり、今回の答申の内容を検証していきたい。

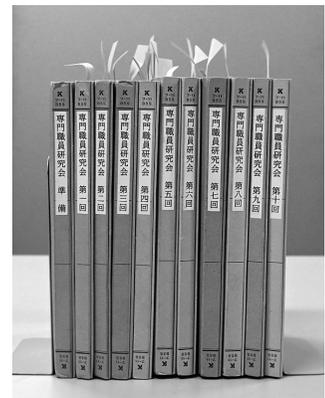


写真 筆者手持ちの「専門職員研究会」ファイル

1 研究会の立ち上げ

上記のインタビューでも発言したとおり⁽²⁾、公文書館法が施行された直後から「専門職員」の養成機関と資格制度の確立は国立公文書館にとって最重要課題として認識され、さしあたり法施行の1988（昭和63）年から毎年、5日間の「公文書館等職員研修会」を実施することになった。翌1989（平成元）年4月1日、館長は菅野弘夫氏から小玉正任氏に交代となり、「専門職員」の研究会（正式名称は「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」）は小玉館長の下で設置・開催されることになった。ちなみに、並行して第二書庫建設の研究会（正式には「公文書の保存・管理方法等に関する研究会」）も設置・開催されることになり、館内は通常業務に加えて同時に2つの研究会を支えることになったのである。筆者は溝口喜久次長が統括する2つの研究会の立ち上げに関わり、都内周辺はも

とより、京都、大阪、広島等へ出張して、次長とともに学識経験者に委員就任のお願いや意見の調整をして回った。第二書庫建設に関する研究会についていえば、この研究会による最終答申を受け、茨城県つくば市に国立公文書館つくば分館が建設されたのである。

手許のファイル「専門職員研究会 準備」によると、9月5日には2つの研究会を担当するプロジェクトチーム（以下PTと略す）が館内の各課を横断する形でそれぞれ結成された。このうち専門職員PTのメンバーは、小林一夫公文書課長、柳本昌門主任公文書研究官、渡辺貢公文書専門官、小川順雄同、柴田和夫同、戸水直樹閲覧係長、氏家幹人図書専門職、筆者（研究職）、菊地隆一管理係員の計9名で構成された（その後の異動や退職によってメンバーは変化）。「専門職員研究会 準備」を見ると、筆者が研究会設置のための「公文書館における専門職員の養成及び資格認定制度に関する検討委員研究会」実施要綱（案）を作成したのは1989年9月（日欠）であった（B4総理府罫紙4枚、鉛筆書）。同案はワープロ書きにされ、13日には次長と文言の打ち合わせをしている。その後、本府（内閣総理大臣官房）の総務課とも協議をし、最終的に11月8日付で決裁をとったのは後掲の資料¹⁽³⁾である。この間、委員メンバーの銓衡・依頼を同時並行で進めたが、総理府の小谷宏三次長（次官級）から人選と議論の内容をめぐって疑義が出されて、その対応に当たった記録などが残っている⁽⁴⁾。

専門職員の養成・資格制度が喫緊の課題であることは、その年10月5日に広島県情報プラザで開催された全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会の席上における海部俊樹内閣総理大臣の挨拶（国立公文書館起案、文田久雄官房審議官代読）においても、「政府といたしましては、公文書館職員の研修会の開催等地方公共団体に対し協力するとともに、立法当時から問題となっていた専門職員の養成についても鋭意努力してまいる所存であります」⁽⁵⁾と述べられていた。この種の挨拶文では相当踏み込んだ発言といえる。

2 各回の審議内容

次に、各回の議論の概要を順に整理していこう。

■第1回（1989年11月24日）国立公文書館3階会議室

第1回研究会は、小林公文書課長の司会により、小玉館長の挨拶で始まった。課長が作成した館長挨拶（案）には、当時すでに24の都道府県・政令指定都市に公文書館が設置されており、「専門職員制度の確立についても、近時その要望が高まっているところであります」との現状認識をふまえ、「国立公文書館としては、この現状をふまえて、専門職員の養成及び資格制度について、諸外国の制度をも参考にしながら充分検討し、我が国の公文書館行政に適合した制度を早急に確立できるよう具体的方策を検討していかなければならないと考えております」⁽⁶⁾とある。「制度を早急に確立」との文言が目を引く。

なお、研究会の座長には三上昭美中央大学教授（当時、日本歴史学協会国立公文書館特別委員会委員長）を互選し、以後三上座長の司会で議事が進むことになった。筆者が作成した議事要旨は資料2⁽⁷⁾。初回の概括的討議とはいえ、委員の間では修士課程レベルの養成機関が前提とされていたことがうかがえる。同時に公務員制度のなかであまり学歴が高いことへの懸念、大量に養成されることへの懸念も出ていたことが印象的である。

なお、議事要旨は、各回ともまずPT部内資料として議事録を作成し、それを筆者が議事要旨にまとめ直して次回の研究会に提出するという方法をとった。

■第2回（1990年3月9日）国立公文書館3階会議室

第2回研究会は、国立公文書館（公文書課長）、東京都公文書館（館長）、埼玉県立文書館（副館長）、

広島県立文書館（館長）が各館の実状報告を行ない、それに対する質疑応答を中心に行なわれた。筆者が作成した議事要旨は資料3⁽⁸⁾。専門職員の学歴、専攻内容、採用時の給与、その後の昇進等、かなり具体的な質疑応答がなされ、配付資料も含め意義ある機会となった。

今回の答申に基づく制度化においても、実際に職員を採用する都道府県当局や既存の公文書館との接続についてもっと議論があつてしかるべきではなかったかと思われるが、いかがであろうか。

■第3回（1990年10月15日）国立公文書館3階会議室

第3回研究会は、公文書館における専門職員の業務と資質の内容について議論が交わされた。いよいよ実質的な討論に入るということで、この研究会の準備は年度が変わった当初から準備が進められ、PTの第1回打合せは4月27日に開催された。その場で確認された方針として、専門職員の全体像について国立公文書館の基本的考え方を事前に示して、それに基づいて議論してもらうこととなった。主として小林課長と筆者との議論を課長がまとめて作成した「専門職員の業務と資質について」が示されたのが9月24日、それをふまえて筆者が作文した「公文書館における専門職員の業務と資質の内容について」がまとまったのが2日後の26日で、以後、委員との間で開催日の調整をしながら、実はその間に、安藤、大濱、寺崎の3委員には原案を示しながら事前の意見聴取を行なった。それらを反映させた最終案ができたのは10月11日であった資料4⁽⁹⁾。課長との相談で、最終答申をいくつかのブロックに分けて順に作成・議論していき、それを最終的に1つにつなぎ合わせて最終答申にしていくという方針を立てた。その第1ブロック部分が、この「専門職員の業務と資質の内容について」であった。

研究会当日は、原案をめぐって実に多様な議論がなされた。議事要旨は資料5⁽¹⁰⁾である。これを見てもらえばおおよそ見当がつくように、①司書や学芸員との比較、②公文書館の専門職員なのか、文書館（私立も含む）の専門職員なのか、③保存や修復の専門職員（コンサバーター）との関係など、プロフェッションとしての基本的な部分でなかなかイメージが固まらず、議論が紛糾したことがうかがえる。

■第4回（1991年3月28日）国立公文書館3階会議室

第4回研究会は、前回、十分な討論の行なえなかった専門職員の素養について、一般的素養と専門的素養に関する追加討論がなされたあと、専門職員の養成制度についての検討に入った。この日は、部内資料として「専門職員の養成機関について」（資料6⁽¹¹⁾、概要部分のみ）と題するペーパーを配付した。第2ブロック部分の素案である。なかでも「公文書館における専門職員の養成及び資格制度のイメージ」は、筆者が当時のワープロを駆使して作成したもので、懐かしい感じが漂っている。また、「主な各省庁の関係「研修所」等一覧」は、番号に※印が付してある機関について、各機関の名称、設置年月日、設置根拠、設置目的、組織・教育スタッフ、研修等内容、対象者・レベル等、研修者等の選択方法、研修員数、研修等期間、特典等、備考のそれぞれをB4版1枚の表にして添付した。

議論のなかでは、専門的素養の内容として「文書館学」を前面に出し、その中心的な部分として「公文書館学」を位置づけるべきだという発言は注目すべきである。また、養成機関と資格制度については、「大学等による個別の資格認定を行わず、現職者を対象にした一元的な養成及び資格制度を考えるべきである」という意見も出されていた（資料7⁽¹²⁾）。

■第5回（1991年7月15日）国立公文書館3階会議室

第5回研究会に先立って、筆者は7月7日付で「専門職員研究会の今後の進め方について（私案）」を作成してPTに提出した（資料8⁽¹³⁾）。実は、それに先立つ同年4月9日の参議院内閣委員会で日本共産党の吉川春子議員が質問して、公文書館法が制定されても「まだ魂が入っていない」として、魂を入れるためにはアーキビストが必要だと強く迫る場面があった。それに対して、坂本三十次内閣官

房長官は「人員の養成については応援をしていきたい」と答弁して、ついで質問が説明員として出席していた国立公文書館の溝口次長に向かい、事前の調査（ヒアリング）に基づき「専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」の回数や会議時間に及び、「いつ結論が出るかというのは本当にほど遠いわけで、これでは百年河清を待つに等しい」と断じ、「今世紀は日本はもうアーキビストなしで送るのか、こういうことにもなりますので、ぜひことしじゅうに結論を出してください」と要求したのである（以上資料9⁽¹⁴⁾）。

これをうけて国立公文書館では、研究会の各委員に内閣委員会の議事録とともに経緯の説明を送付して意見を聴取した。委員の意見のなかには、吉川議員の質問に触発されて、従来の研究会の運営と議論の内容に強い違和感を示し今後の研究会への出席の「辞退」をほのめかす委員もいて、何らかの対応策をとる必要に迫られていたのであった。

以上をふまえて提出したのが資料8だったのである。しかし、そこでは「発足当初の予定通り、平成4年度末に最終報告書を取りまとめる」とし、最終報告書の内容を「包括的な専門職員像の提示を基調とし、将来的な制度化の足がかりとなるようなものとする」と述べ、当初の予定を変更しないことを提案している。このように主張したのは、第4回までの議論を聞いていて、委員の間で公文書館や専門職員のごく基本的なイメージを共有することも難しいように感じていたからであった。さらに、資格認定については総理府の専管事項とするとともに、研修所の設置を模索するものになっている。

第5回研究会の議事要旨は資料10⁽¹⁵⁾。人事異動により坂東真理子次長が赴任して今回から出席した。審議のなかでは、「養成機関の設置」の前に「学科程度及び内容」について討議することが委員一致によって了承され、学位のレベルや採用人数等の具体的な討論がなされた。最後に「研究会の今後の進め方について」が議題となり、当初の予定通り平成4年度末の最終報告書取りまとめが合意された。

■第6回（1991年11月11日）国立公文書館3階会議室

第6回研究会は、前回に引き続き専門職員の養成制度について検討がなされた。当日は、元公文書課長小林蒼海氏が翻訳したドイツとフランスのアーキビスト養成学校のカリキュラムのほか、中国、カナダ、イギリス等の養成課程に関する膨大な資料が添付された（一覧は資料11⁽¹⁶⁾、本文はB4で73枚）。

資料が膨大であったためか、この日の審議は主として養成機関と教科内容に関する、主として座長と事務方による解説に終始したが、最後に養成機関の設置形態について議論があり、大学院レベルということが前提で、なお総理府がそのような施設を設置することも可能性として残されていた。また、修了者には何らかの称号（資格名）が付与されるべきだという発言もある（資料12⁽¹⁷⁾）。

■第7回（1992年3月2日）国立公文書館3階会議室

第7回研究会では、専門職員の養成制度に関して総括的な審議が行なわれたあと、資格制度についても議論された（資料13⁽¹⁸⁾）。そのなかでは、設置主体を総理府とする意見と同時に、民間企業や大学等で活動するアーキビストの養成にも一定の効果を有するものとして提言していくべきだという意見が示されている。養成のための年限は、修士課程相当の2年という意見に異論は出なかった。この点では実は、公文書館が事前に準備して討議資料では、「養成期間は2年程度とすることが望ましいが、公文書館制度の整備がなお途上であり、かつ文書館学が確立されていない現状もあるので、当初は1年程度とすることもやむを得ないであろう⁽¹⁹⁾」としておいたのだが、委員の意見によって2年という期間が明確に打ち出されることになった。事前の段階では、文書館学が専門の委員からも、養成期間を最短1年まで短縮することが現実的だろう、という意見をいただいていたのである。

資格の名称については、統一的なものを定めようと、各公文書館の職名としては柔軟に対応でき

るようにしておくという提案がなされた。

研究会の後日、ある委員から、養成機関は文書館学の研究機関であるべきで、大学（院）において養成することを明確にすべきだという意見が寄せられた。この時点でも、総理府・国立公文書館が設置する研修所のような機関が専門職員養成機関として適当なのか、大学に専門の大学院を設置してそこで養成するのが適当なのか、研究会としての意見の統一はなされていないことになる。

■第8回（1992年6月15日）国立公文書館3階会議室

ついで開催された第8回研究会では、前回に継続して専門職員の資格について審議された。事前に準備された討議案では、本格的な養成制度が確立されるまでの過渡的措置として、既存の公文書館において長期にわたって公文書等を専門的に扱っていて、専門職員としての資質を備えている実務経験豊かな職員を、国立公文書館が実施する研修を受講し所定の課程を修了することを要件に「専門職員」としての資格を認定するなどの移行措置を考慮することが必要だとしていた。また、専門職員の名称についても特定することを避けていた（資料14⁽²⁰⁾）。

当日は、6月4日に札幌で開催された第4回都道府県・政令指定都市公文書館長会議で出された意見も整理して配付した。そのなかで、大学院修士課程2年程度という点について出た各地公文書館長の意見の部分が資料15⁽²¹⁾である。ここでは、行政経験も必要、財政的補助が必要等といった意見のほか、実際上適用が困難だという意見も出されている。

おわりに

筆者は9月1日付で筑波大学に転出したので、1992年10月5日に国立公文書館3階会議室で開催された第9回研究会の準備の途中までしか関わることができなかった。しかし、提出されたペーパー「専門職員の確保、配置について」の原案執筆段階までは直接関係することができた。以後、第10回（1993年1月25日）、第11回（同年4月12日）、第12回（同年6月21日）の3回は、ブロックごとに作成してきた討議資料を合体させて最終報告書としてまとめる作業であった。

最終報告書は長文になるので、前掲注1の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会編『アーキビスト制度関係資料集』112～121頁を参照いただきたい。養成機関については、次のように結論していた。

地方公共団体の設置する公文書館との有機的な連携を考慮するならば、公文書館法を所管している総理府の施設等機関である国立公文書館を主体として、高度な専門教育、研究機能をもつ新しいタイプの養成機関を設立することが望ましい。

結局これが設立されることなく今日に至っているのは、それが斯界にとって幸か不幸かは別としても、国立公文書館としては強く反省すべき事柄であろう。また、アーキビストの名称としては、「公文書館専門職員」と定めることが適当であろうと結論した。今回の答申では、「アーキビスト」がその名称とされているが、それは、アーカイブズ、アーキビストが時代の変遷とともに次第に認知され、定着してきた結果であり、公文書に限らない本来の職務内容から見ても、好ましい方向性への展開を促したといえよう。

とくに、最終報告書の「おわりに」では、文書館の設置主体に公私の区別はなく、将来的には公務員か否かではなく本来の専門性によって養成や資格化が図られるべきだとし、この報告書が「高度なプロフェッションとしてのアーキビスト養成の一里塚」に過ぎないとしている。こうした書きぶりも、今日のような趨勢をつくることに多少は貢献したといえるだろう。そして最後に、「この提言の実現を図るためには、今後さらに具体的かつ詳細な検討がなされる必要があるだろう」と結び、次の段階の研究会の

設置に含みを残している。読者周知のとおり、最終報告書の出た約半年後の1993年11月5日に、国立公文書館では「公文書館における専門職員の整備等に関する研究会」を設置して、より具体的な専門職員養成のためのカリキュラムや資格制度の検討に入ったのであった。そこでの審議については、また別に論じる必要がある。

注

- (1) アーキビスト認証準備委員会「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」(令和元年12月)1頁。これまでの経緯については、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会編『アーキビスト制度関係資料集』(2009年、同協議会)が詳しい。
- (2) 「インタビュー 公文書館法制定前後をふりかえる(下)」『筑波大学アーカイブズ年報』第2号(2019年、筑波大学アーカイブズ)49頁。
- (3) 「専門職員研究会 第一回」(筆者手持ファイル)。
- (4) 同上。

研究会のメンバーは次のとおり。

安藤 正人(国文学研究資料館史料館助手) 文書館学
大濱 徹也(筑波大学歴史・人類学系教授) 日本史学
岡田 瞬平(元・時事通信社出版局長) 言論界
加藤 陸美(社会福祉医療事業団副理事長) 官界 OB
長倉美恵子(東京学芸大学教授) 図書館学
寺崎 昌男(東京大学教育学部教授) 教育学
濱田 喬(学術情報センター教授) システム工学
堀井 敏夫(大阪大学教養部教授) 西洋史学
三上 昭美(中央大学文学部教授) 日本史学
村松 岐夫(京都大学法学部教授) 行政学

- (5) 「専門職員研究会 準備」(同上)。
- (6) 「専門職員研究会 第一回」(同上)。
- (7) 同上。
- (8) 「専門職員研究会 第二回」(同上)。
- (9) 「専門職員研究会 第三回」(同上)。
- (10) 同上。
- (11) 「専門職員研究会 第四回」(同上)。
- (12) 「専門職員研究会 第五回」(同上)。
- (13) 「第百二十回国会参議院内閣委員会会議録第五号」15~16頁。同上所収。
- (14) 「専門職員研究会 第五回」(筆者手持ファイル)。
- (15) 「専門職員研究会 第六回」(同上)。
- (16) 同上。
- (17) 「専門職員研究会 第七回」(同上)。
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) 「専門職員研究会 第八回」(同上)。
- (21) 同上。

資料1

「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」運営要綱

(平成元年11月8日)

1 開催の趣旨

昭和63年に施行された公文書館法(昭和62年法律第115号)は、公文書館には歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員を置くことと定めている。この専門職員は、公文書館において中核的業務を行うものと考えられるが、我が国では、その専門的知識と経験の具体的内容には未確定の要素が多いため、現在のところ養成及び資格制度が整備されていない。

このような現状と地方公共団体等からの要望を踏まえ、専門職員の養成及び資格制度の早急な確立へ向けて有効な措置を講ずる必要があると、国立公文書館としては、それらに関する将来的な課題を検討していくために、高い見識を有する人々を招請して「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」(以下「研究会」という。)を開催することとする。

2 研究会の構成

国立公文書館長が委嘱する学識経験者をもって構成する。

3 研究事項

- (1) 専門職員の業務と資質の内容について
- (2) 専門職員の養成制度について
- (3) 専門職員の資格認定について
- (4) 専門職員の確保、配置について
- (5) その他

4 開催方法

- (1) 研究会は、構成メンバーと日程及び研究事項を調整したうえで、国立公文書館長の招請により開催する。
- (2) 研究会には、構成メンバーの互選により座長1名を置くものとする。
- (3) 研究事項に応じ必要がある場合は、関係機関等の職員の出席を求め意見を聞く。

5 その他

- (1) 研究会の成果は、報告書にまとめるものとする。また、特定の研究事項に関する報告書又は中間報告書をまとめることができるものとする。
- (2) 研究会には、必要に応じて分科会を置くことができる。分科会に関する細目は、別に定める。
- (3) 研究会の庶務は、国立公文書館の職員の中から館長が指名する者が行う。

資料2

第1回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日時 平成元年11月24日(水) 14:00~16:00

場所 国立公文書館 3階会議室

出席者 安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、長倉美恵子
濱田 喬、堀井敏夫、三上昭美の各氏(村松岐夫氏は欠席)

- 議事
- 1 館長挨拶
 - 2 研究会運営要綱等の説明(次長)
 - 3 出席者の紹介(次長)
 - 4 座長の互選 三上昭美氏を座長に選出

- 5 公文書館及び専門職員の実状に関する報告（館長）
- 6 公文書館及び専門職員に関する概括的討議

概括的討議における発言要旨（概ね発言順）

- 諸外国の養成機関について、より詳細な資料を用意してほしい。例えば、外国の公文書館法の翻訳など。
- 公文書館法でアーキビスト養成について具体的な規定を設けている例は少ないと思うが、公文書館に対する認識を深めるといって、各国の公文書館法は参考にすべきである。
- アーキビスト養成機関について検討する場合、例えば図書館員の養成及び資格認定がどうなっているか、参考にしたい。
- 図書館司書には、資格が必要な場合と、採用後に専門教育を受ける場合の二種類がある。
- アーキビストの訳語を統一しなければならない。「文書学士」という名称を提案する。
- アーキビストの資格を免許制にしまうと、専門職が必要数以上に養成される惧れがある。
- 専門的知識に乏しい司書の大量生産という図書館司書免許の轍を踏まないように、免許の取得資格を大学院修士課程以上に置いたほうがいい。専門性より学歴が尊重される我が国の社会的風潮も考慮したい。
- すでに公文書館に勤務している職員の位置づけと、これから作っていくアーキビスト養成・資格認定制度の問題は、分けて考えるべきである。

既存職員の地位を尊重するあまり、あるべき専門職の養成が質的に低下しかねない。
- 大学院修士課程の1年間で履修する“専科”で新たにアーキビストを養成し、既存の職員については“研修科”（10年後に廃止）で再教育する併存システムがいいのではないか。
- フランスでは、西ドイツ・マールブルクの養成機関を目標に、より水準の高いアーキビスト養成機関の設立を予定している。
- 我が国の場合、今後20～30年間はアーキビストの需要は少ないのではないか。
- 教える側も人材不足である。即成の“教官”を生み出すことがないよう、アーキビスト養成は、大学ではなく専門学校（文書学大学校）を設けて行うべきだ。
- アーキビストは、やはり大学で養成する方がよいのではないか。
- アーキビストが歴史的要素を十分持つことは必要であるが、歴史研究者であることは別のことで、歴史研究者であることが、かえってアーキビストとしてマイナスな面もある。

アメリカの場合などはその役割分担がはっきりしている。
- アーキビスト専門課程への入学は学部卒以上とした方がいい。
- ヨーロッパでは、アーキビストには歴史的素養がきわめて重要である。
- 英米では歴史学以外の分野からアーキビストになる例も多い。
- アーキビストの需要は、なにも国公立の公文書館ばかりでなく、大学アーカイブス、企業アーカイブスにもあるのだから、もっと大きな将来的展望をもって養成機関のあり方を考える必要がある。
- ドキュメンテーションの中で図書以外はアーキビストの領域なのであって、養成機関は社会の多様な要請に応えるものでなければならない。

国立公文書館は、文書館行政全般を統轄する“文書館総局”の役割を果たすようになるべきだし、文書学学校の卒業生が、省庁、地域を超えて採用されるシステムを作るべきだ。
- 理想的にはどうあるべきかということと、現実的にはどうなのかということの両者を加味して決定すべきである。公務員制度の枠内では、あまり高度なものにはもって行きにくいという感じがしている。需要予測をして、多数であれば複数の機関も考えられる。
- 「当面どうするか」ということと、「将来いかにすべきか」という二つの局面があるが、姿勢としては、前者にとらわれて「いかにすべきか」が軽視されないように留意したい。具体的には、アーキビストの需要予測を立てたうえで、その身分を公職の中でどう位置づけていくか検討する必要がある。
- 国立公文書館付設の養成所も考えられる。
- 需要予測を立てる際に、採用先を公文書館だけに限定するのか、それとも民間の需要を計算に入れるのかで大きな違いが出てくる。

- 今日の議論は全体的に机上論的ではなかったか。アーキビストの現実的な職務、活動について十分な説明がほしかった。
公文書館の専門職員は現実にどのような仕事をしているのか。国立と地方では公文書館の役割にも違いがあるのに、“理想的なアーキビスト”というのが一概に規定できるのだろうか。
アーキビストが「重要な歴史資料を伝える」といっても、そもそも具体的にどういうことなのか。
- 「地方の公文書館」と一概にいっても、それが知事部局に属するか教育委員会に属するかで性格が違ってくる。
知事部局系、教育委員会系それぞれの地方公文書館の職員を招いて、研究会を持つことが必要。
- 次回は専門職員の業務と資質ということで討論する。資料の作成と、その事前配付を希望する。
次回は2月末から3月初めの間に開催したい。

資料3

第2回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

- 日 時 平成2年3月9日(水) 14:00~16:00
場 所 国立公文書館 3階会議室
出席者 安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、長倉美恵子
濱田 喬、堀井敏夫、三上昭美(座長)の各氏(村松岐夫氏は欠席)
議 事 1 開会及び議事予定説明(座長)
2 前回研究会議事要旨説明(座長)
3 公文書館専門職員の実状報告
国立公文書館(公文書課長)、東京都公文書館(館長)、埼玉県立文書館(副館長)、広島県立文書館(館長)
4 質疑応答

質疑応答における発言要旨(概ね発言順)

- 県史の編纂と公文書館設置の関係はどのようになっているか。
(埼玉県) 施設は同居しているが、部局も違うので直接の関係はない。
(広島県) 県史編纂に関わった職員をすべて文書館が引き継いで採用したわけではない。
- 県史編纂に携わることがアーキビストのディシプリン(アーキビストになるための訓練)になると考えられるか。
(広島県) そういう面があるにしても、県史の編纂員が即文書館の専門職員に直結するとは考えていない。
- 情報公開制度と公文書館の関係はどのようになっているか。
(東京都) 公文書館ではなく、本庁の情報連絡室が担当。
(埼玉県) 昭和58年6月から始った情報公開制度は、総務部の公文書センターが所掌し、現用文書を扱っている。
古文書を除き、明治から昭和53年までの文書はすべて情報公開の対象とされている。
- 高等学校等の教員を公文書館職員にあてる場合、本人の適性を十分考慮したうえでの異動が行なわれているか。
(埼玉県) 設立当初には、学芸員等の専門の人が少なかったため、高等学校の教員などのうち適任者を文書館職員に配置換したが、学校現場へ復帰するか文書館職員として留任するかは、本人の希望に沿えるようにしている。
現在は、現場の教員をあてなくても適任者が採用できるが、文書館の史料をできるだけ教育現場で活かしてもらいたいという見地から、連繫を重視している。
- 広島県立文書館の研究職員は、他の部局に異動しないでも相応に昇進できるシステムになっているのか。
(広島県) 個人的な意見としては、研究員は、例えば主任研究員にするなど内部で昇進できる方がよいと思う。しかし、現在のところ、この問題はまだ公式に話題とされていない。
- 昇進システムの問題が解決されなにかぎり、熟練したアーキビストは育成されないのではないか。なぜなら、

経験、学識に富んだアーキビストもある年齢以上に達すると、待遇の不満から大学その他のより条件のより職場に移ってしまうと予測される。

- アーキビストが従来の司書や学芸員より高学歴であることを前提にして、アーキビストを研究職、専門職化する場合、どのような問題が生じるか。
(東京都) 現在、東京都では、学芸員も研究職となっていないので、公文書館職員の研究職化は、それらの職員の待遇問題ともからんで大変難しい。
(埼玉県) 学芸員等が研究職化されるなら、アーキビストもそうになってほしい。
- 研究職としては大学院修了であることが採用時に不可欠の条件となるのか。学部卒では無理なのか。研究職の学問的背景はどのようなものがよいと思うのか。
(広島県) 学部卒であっても研修等に参加させていけば、十分文書館職員として勤まると思うが、大学院修了者の方が採用する場合に人事担当者との交渉が順調にいく。
- 医療職など理科系の研究職は別にして、人文系の研究職として文書館研究職以外にどのようなものがあるのか。広島の研究職の専攻分野は何か。
(広島県) 現在は日本史専攻者のみで構成されている。所蔵史料の構成からいって、近世史の専攻者が一番多く、次に近現代史の研究者、そして中世史若干というのが理想的だと思う。
- これからは古文書ではなく行政文書の評価、判定が公文書館の主な仕事になっていくと思うが、その場合、産業、技術、科学の分野の文書についても判定能力が要請される。日本史専攻のアーキビストだけでは処理できないのではないかと。保存資料の劣化対策も必要となってくるであろう。
(広島県) その点については、今後細かい作業を重ねていかないと判らない。不明の点はそれぞれの専門家に聞くようにしている。
- 将来的には、情報処理、保存科学ほか自然科学分野の専門家も必要になると思うが、すでにそのような需要を射程に入れて検討を行っているか。
(広島県) 例えば、カードの記入を手書きからワープロ入力に試験的に切り換えている。この問題は、研究員の中である程度対応できるようにすべきでないかと考えている。
- カードをワープロ入力しはじめたということだが、旧漢字はどのように処理しているか。
(広島県) 当用漢字にするなど適宜対応している。
- これから設立される公文書館は、知事部局と教育委員会と、どちらに所属する方がよいと思うか。
(広島県) 教育委員会だと教育職の俸給で待遇できる利点もあると思うが、個人的には、知事部局の方が人事や予算の面で運営が円滑に行われる気がする。
(埼玉県) 教育委員会に属した方が、博物館その他の社会教育機関との連絡が密になる。
(東京都) 都の公文書館は、公文書センター、レコードセンターとしての機能を持ちたいと希望しているが、そのような場合、予算や人事の面で知事部局の方が進めやすいと思う。
- 公文書館では、研究職と専門職を設けているが、両者の具体的な違いは何か。
(国 立) 専門職は、所蔵公文書についてのレファレンスの対応などを担当し、研究職はより高度の学術研究にあっている。
- 次回は、専門職員の業務と資質の内容について統括的な研究審議を行う。時期としては9月末から10月にかけての頃が考えられる。

資料 4

公文書館における専門職員の業務と資質の内容について

－ 第3回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」討議資料－

平成2年10月15日

国立公文書館

1 公文書館における専門職員

(1) 公文書館の基本的機能

人類は今日に至るその歴史の中で、あらゆる活動に伴っておびただしい量の記録を産み出してきた。それら様々な記録を保存するという事は、例えばすでに紀元前15世紀に、都市国家ウガリトの宮殿中に文書館（粘土板保存室）が設置されていた事実からも判るように、しだいに複雑な社会生活を営むようになった人類にとって、いわば本能的な属性として行ってきた行為である。文書館の基本的機能の一つは、ある組織がその運用上作成した記録を、それ自身の必要に応じて保存することといえよう。

一方、18世紀以降の西欧諸国では、国民国家と市民自治の原則を保証し、民族と地域の歴史を共有するための施設として近代文書館の整備が進むこととなった。こうして一般公衆の利用を前提とすることは、文書館にもう一つの基本的機能が付け加わったことを意味する。現代の文書館は、これら二つの基本的機能を果たすことで、人類の歴史を後代に伝える施設として、図書館、博物館等と共に重要な役割を担っている。

我が国でも、記録を保存することは古来より行なわれてきたが、近代文書館の制度が導入されたのは今次大戦後のことに属する。国立公文書館が設立されたのは昭和46年のことであった。それと相前後して地方公共団体でも文書館の設置が進み、現在では都道府県・政令指定都市では23の施設を数えることができる。昭和63年には、「公文書館法」(昭和62年法律第115号)が施行されて、公文書館等が歴史資料として重要であることが確認され、その第4条第1項では、「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」とされた。

(2) 専門職員の必要性

近代文書館には、様々な記録のうちから永久保存価値を有する資料を選択し、それを広く一般の利用に供するための業務に従事する、アーキビストと呼ばれる専門職員が必要とされている。このアーキビストは、高度な知識と広範な経験を有する独自の「専門職」と考えられ、図書館の司書や博物館の学芸員のように、一定の養成及び資格制度によってその専門的身分を保証された職能集団とみなされている。

「公文書館法」でも、第4条第2項に「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」と規定されている。この「専門職員」は、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者をいい、公文書館の中核的業務を担当する職員を指す。したがって、そのような専門職員に要求される資質については、歴史的要素と行政的要素とを併せ持つ専門的な知識と経験が必要であるといえる。

しかし、現在の我が国においては、その専門性の具体的な内容に未確定な部分もあり、養成機関が整備されていない状況にあるので、専門職員の必要性が強く認識されていても、実際には適正に配置するのは難しいのが現状である。「公文書館法」もその附則第2項で、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」と定めている。この「当分の間」をできるだけ短縮すべく、専門職員の養成及び資格制度を早急に確立することが、各界からあらゆる機会を通して要望の寄せられているところである。

そこで、「公文書館法」の具体的な施行事務を担当することになっている国立公文書館では、この問題に対する高い識見を有する方々を招請し、研究会を開催することとなった次第である。

(3) 討議の前提

元来文書館設置の母体というものに公私の区別はなく、国及び地方公共団体に限らず、民間企業や大学、宗教団体など多様な設置母体が考えられる。したがって、それらに置かれるアーキビストも、公務員か否かというよりも本来的な専門性によって他の職種と区別されるべきであり、養成や資格制度を考える場合もその点に留意しなければならない。

ところが、我が国の法体系では、民間の記録資料まですべてを対象とした文書館法を制定することは困難であり、現行の「公文書館法」においても国及び地方公共団体が保管する公文書等に限定して定めることにした経緯がある。また、今後さしあたっては都道府県・政令指定都市の公文書館が設置、整備されていくことを考慮すれば、まず当面はそれらの施設の専門職員を前提に研究を開始すべきであろう。都道府県・政令指定都市の公文書館におかれる専門職員を制度化することによって、民間企業等の文書館においても通用する専門職員を養成することは可能であると考えられる。なお、ここでいう専門職員とアーキビストは必ずしも等号関係にあるとはいえず、他に適当な訳語も定着していないので、当面は引き続き「専門職員」と呼ぶこととしたい。

2 専門職員の担当する業務

(1) 公文書館の管理、運営

専門職員は、その専門的立場から公文書館の管理、運営に参画する。欧米諸国では、公文書館長はアーキビストであり、研究者であることも多い。専門職員が管理、運営を分担することによって、その専門的知識と経験を公文書館の全体方針や長期計画の策定等に活かせるほか、人事や予算の面でも専門的見地から適正な運用を図ることができる利点があろう。

また、新たに公文書館を設置する場合や、従来の施設を拡充する場合などには、施設やシステム設計の面で専門職員が中心的な役割を果たさなければならない。

(2) 公文書館学の研究

現在我が国では、アーカイバル・サイエンスとして公文書館学が一般に認知されているわけではないが、近い将来には図書館学や博物館学のような形で体系化が進むことは確実であろう。専門職員は、公文書館に関する知識と経験を体系化し、専門職員として共通の理論的背景となる独自の公文書館学の領域を研究する中心的な担い手でなければならない。その場合でも、公文書館の実務と密接な関連を意識して研究を推進することはいうまでもない。

(3) 公文書等の保存

ア 評価、選別

専門職員の業務の中で最も重要なのが、膨大な記録資料の中から永久保存価値を有する記録遺産を評価、選別することである。この評価、選別によって、後代に伝えられる記録遺産、すなわち公文書館の所蔵資料の質が決まってしまうので、専門職員はあらゆる知識と経験を駆使してこの業務に当たらなければならない。専門職員の大きな責任が問われ、その専門性が試される領域である。

イ 移管、収集

評価、選別された公文書の公文書館への移管と、関連するその他の記録の収集を計画することは、専門職員の業務と考えられる。移管、収集の過程では、文書の「出所」に従ってその「原秩序」を維持すること、及び文書管理規定等との関係に留意する必要があるであろう。

ウ 整理、保存

移管、収集された公文書等を計画的に排架し、また適切な保存環境を確保するための指示を与えることも、専門職員の業務である。その際、保存に関する専門職員であるコンサーバターとは密接な連携の下に、様々な媒体に応じた保存措置を講じる。

(4) 公文書等の利用

ア 目録、閲覧

公文書等の有効な利用を図るための検索手段の策定と理論の構築は、専門職員の業務と考えられる。ここでは、様々なニュー・メディアへの対応や、一般の理解を得るための展示会等の計画も業務の一環として検討されるべきであろう。

イ レファレンス

所蔵資料に関する問い合わせに対して、比較的軽微なものを除いては専門職員が対応すべきであろう。これには、一般利用者だけではなく、文書作成原局の担当者からの質問に応じることで、行政上の調査業務を担う側面も含まれる。

ウ 情報公開、個人情報保護

地方公共団体では、情報公開制度を実施しているところが多いので（個人情報保護制度も漸次導入されるであろう）、専門職員はそれらに関する業務も担当する可能性がある。「公文書館法」でいう「公文書館等」は「現用のものを除く」とされているが、現実には地方公共団体の設置する公文書館では情報公開の窓口を兼ねているところも多い。

(5) その他の業務

その他、専門職員は、内外の公文書館等の専門職員と連絡を保ち、常に最新の情報に接すると共に、国際公文書館会議、内外の専門職員団体、類縁施設及び関連の諸学会等との交流を促進する。

3 専門職員に要求される資質

(1) 個人的資質

公文書館における専門職員には、それを一つのプロフェッションとしてみた場合、人間類型的にある程度共通した資質が想定できるであろう。

まず、公文書館という施設の特質を考えたとき、専門職員は研究熱心で探求心が持続的であると共に、組織人としての協調性と適応力が求められる。緻密な研究能力と実戦的な事務能力、過去に対するイメージと未来を見通すビジョンを兼ね備えていることである。

それに加えて、利用者を前提にした場合、ある意味でのサービス精神も必要であろう。公共に奉仕する態度と、国民や地域社会に対する深い理解が求められる。

しかし、これらは一見矛盾する要素なので、一人の専門職員にバランスよく要求するのは難しいだろうから、実際の場面では、弾力性をもって対応するしかないのかもしれない。

(2) 専門的資質の内容

ア 公文書館学

現段階ではこれを体系的に習得することはできないので、むしろ今後、公文書館における専門職員が構築していく新しい学問分野と考える。方法論については、この分野に関して先進的な諸外国や図書館学等の隣接諸学から学ぶことができるであろう。

イ 歴史的要素

専門職員の担当する業務の各局面で、最も必要とされる専門的資質の一つが、この歴史的要素であると考えられる。具体的には、公文書等を作成した組織の沿革及び諸施策の経緯、その背景となった日本近現代史に関する政治、法律、行政、経済、財政、産業などの分野をはじめ、文化史、地域史、社会史、世界史などである。

もちろん、前近代史に関しても配慮が必要で、とくに近世の古文書等を所蔵している地方公共団体の公文書館では、近世史や古文書学の比重が高くなるよう。

とはいえ、これらあらゆる歴史的分野で専門性を獲得するのは無理であるから、大学の一般教養程度との比較においていわば専門的という意味で、そのうち特に必要なある分野について専門をもつのは差し支えない。

ウ 行政的要素

専門的資質のもう一つの柱として重視されているのが、この行政的資質である。具体的には、法令事務や日常の事務処理能力など、行政の実務経験をふまえた専門行政的な分野を指すと考えられ、行政学の知識を意味するものではない。

しかし、この要素は実際の経験から得られる部分が大きく、それを養成し、資格認定の客観的条件とすることは難しいであろう。

エ その他の要素

公文書館等の内容は人間生活のあらゆる分野に及んでいる。したがって、専門職員には広い一般教養が必要なのはいうまでもない。その中には外国語も含まれる。

資料 5

第 3 回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日 時	平成 2 年 10 月 15 日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 30
場 所	国立公文書館 3 階会議室
出席者	安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、長倉美恵子、濱田喬、堀井敏夫、三上昭美 (座長) の各氏 (寺崎昌男、村松岐夫の両氏は欠席)
議 事	1、開会 (館長あいさつ) 及び議事予定の説明 (次長) 2、第 3 回研究会の議事要旨説明 (主任公文書専門官) 及び確認 3、研究討議 議題「公文書館における専門職員の業務と資質の内容について」 4、次回研究会の議題と開催期日の調整等

研究討議における発言要旨 (概ね発言順)

1 公文書館における専門職員について

- 近代文書館では文書の「選別」(廃棄を伴なう。)が重視されてきたが、本来は「保存」にこそ重点を置くべき

であろう。アーキビストは、同時代のさまざまな価値観の制約からできるだけ自由に、永久保存に値する文書の保存に努める。

- 専門職員の配置が不適切だったため、貴重な文書が廃棄されてしまい、後世の歴史研究に影響を及ぼしたことがある。我が国で行政裁判所の文書が廃棄されてしまったのもその一例である。
- 専門職員の業務、資質として「調査研究」が強調されているが、利用に際するアドバイス等の（啓蒙的）側面にも配慮できないか。
- 総理府による公文書館法の解釈（「解釈の要旨」昭和63年総総第366号に添付。）では、「調査研究」ということが重視されている。
- 公文書館における専門職員には高い処遇を考えないと優秀な人材が確保できない。図書館の司書などは、現状では専門的な職能集団とは見なされていない。給与の面など、国が率先して対応すべきである。
- 文書館全体として職員の身分構成を考えなくてはならない。その場合、アーキビストの他に行政職、技術職をトータルに雇用しているフランスの例が参考となる。多様な職員構成に応じた養成制度を構築すべきである。
- 「専門職員」と「アーキビスト」の関係が不明確である。「専門職員」としているのであって、あくまでも高度なプロフェッションとして討議すべきだ。とくに都道府県・政令指定都市の公文書館におかれる中核的なアーキビスト像を想定すればよい。
- 司書や学芸員は専門職としての制度は成立しているが、社会的には認知されていない。アーキビストの場合のひとつの解決策として、業務の内容に即した階層性を導入してプロフェッションの意義を高めることが考えられる。

2 専門職員の担当する業務について

- 「評価、選別」と「移管、収集」の順序関係は、行政の規模によっても違いがあるが、地方公共団体においては全て公文書館に「移管、収集」してからアーキビストによる「評価、選別」をするというのが妥当であろう（埼玉県八潮市や神奈川県藤沢市の例。）。その際、中間保管庫の存在も考慮する必要がある。
- 国のレベルにおいては、各省庁にアーキビストのような専門職を置いて公文書館への文書の移管を図る方が現実的であろう。フランス型の移管・評価システムは、同国の行政制度を前提にしたときに可能なのである。
- 目録の作成や研究業務をもっと重視すべきではないか。研究業務は、公文書館の日常業務に即して行うべきである。
- 「目録、閲覧」よりも「閲覧、レファレンス」を一体の業務と考えたい。
- 守秘義務など、専門職としての倫理性の問題にも触れるべきである。
- 展示会の計画など歴史教育に果たす役割や研究業績の公表という側面（情報生産、情報提供の役割。）も強調したい。
- 情報公開や個人情報保護など、現用文書に関することはここでは除いた方がよい。
- コンサバーターの担当する「保存」に関する業務には、どの程度関与するのか。アーキビストは保存の実務に当たるものではないと考える。
- 「公文書館学」というと将来的に混乱を招く恐れがあるので、「文書館学」とした方がよい。
- 法律に基づいて討議すると「公文書館学」ということになる。
- 「文書館学」とした場合でも、都道府県・政令指定都市レベルの公文書館に関する知識と経験の体系化が、今後の討議における主要な関心領域となろう。

3 専門職に要求される資質について

- ここで必要とされている資質の「要素」とは、いわば「素養」のことであろう。
- 業務の内容に即したとき、「公文書館学」ではなく、「文書館学」とすべきである。
- 十分な時間がとれないので、次回研究会において継続的に討議したい。
- 次回研究会は、平成3年3月頃に開催する。事前に資料を送付して討議の一層の充実を図ることを検討する。

資料6

専門職員の養成機関について

第4回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」討議資料概要

平成3年3月28日

国立公文書館

1 養成機関の設置

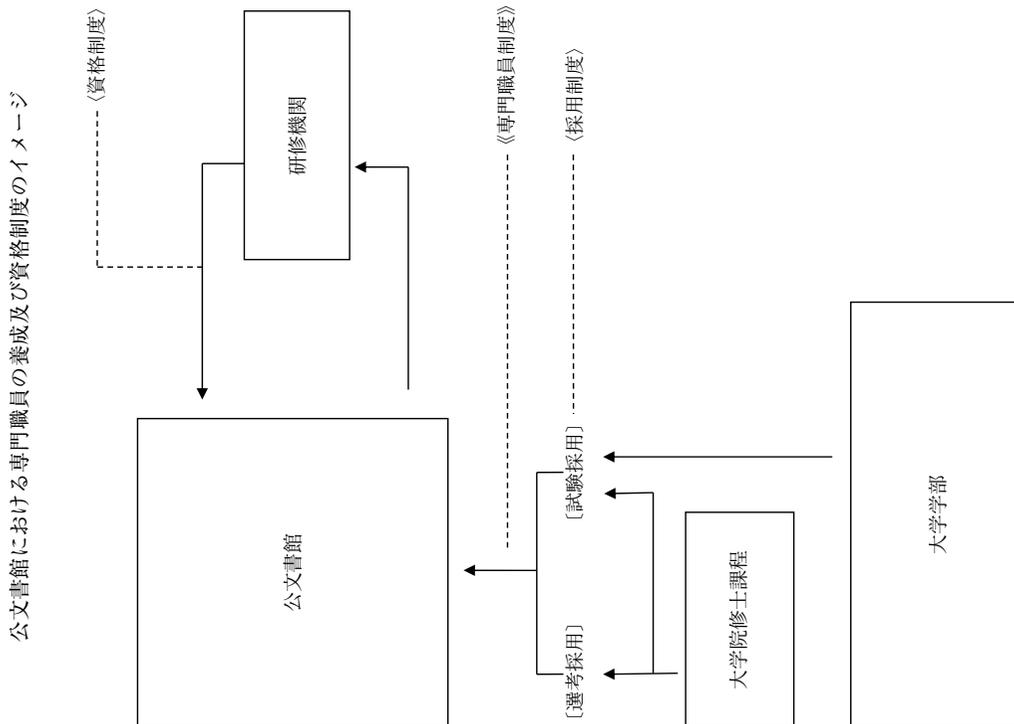
- (1) 設置の必要性
- (2) 設置の根拠、主体、形態等
- (3) 採用制度、資格制度との関連（雇用専門職の可能性）

2 学科程度及び内容

- (1) 養成と研修
- (2) 大学院修士レベルの課程
- (3) 歴史的分野、行政的分野と情報科学、保存科学等との割合

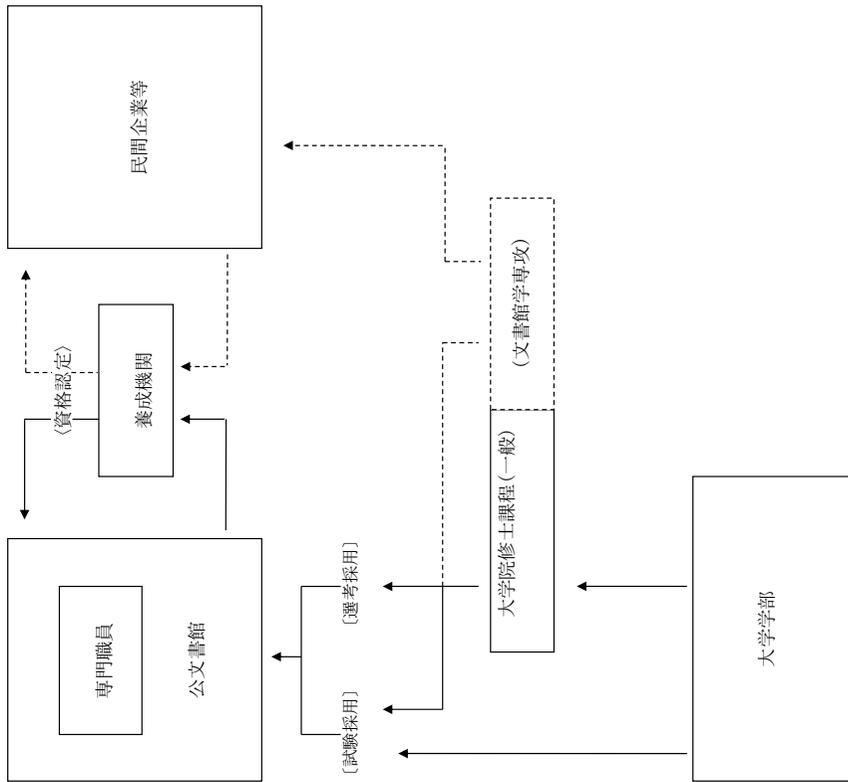
3 その他

- (1) 教員の確保
- (2) 現職者の移行措置
- (3) その他



資料6 (続き)

公文書館における専門職員の養成及び資格制度のイメージ (第2案)



(参考資料)

主な各省庁の関係「研修所」等一覧

平成3年3月

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ※ 1. 公務員研修所 | 18. 公安調査庁研修所 |
| ※ 2. 警察大学校 | ※ 19. 外務省研修所 |
| 3. 特別捜査幹部研修所 | 20. 税関研修所 |
| 4. 警察大学校附属警察通信学校 | 21. 税務大学校 |
| 5. 北海道警察学校 | 22. 看護研修所研究センター |
| ※ 6. 統計センター統計研修所 | 23. 社会保険大学校 |
| 7. 防衛大学校 | 24. 農林水産研修所 |
| ※ 8. 防衛大学校・理工学研究科 | 25. 食糧管理講習所 |
| 9. 防衛医科大学校 | 26. 林業講習所 |
| 10. 防衛研究所 | 27. 通商産業研究所研修部 |
| 11. 日本原子力研究所ラジオアイソトープ・原子
炉研究所 | 28. 保安研修所 |
| 12. (財)日本情報処理開発協会中央情報教育研
究所 | 29. 計量教習所 |
| 13. (財)リモート・センシング技術センター | 30. 工業所有権研修所 |
| ※ 14. 環境研修センター | 31. 運輸研修所 |
| 15. 法務総合研究所 | 32. 航空保安大学校 |
| 16. 司法研修所 | 33. 海上保安大学校 |
| 17. 矯正研究所 | 34. 海上保安学校 |
| | ※ 35. 気象大学校 |
| | 36. 郵政大学校 |

- | | |
|-------------|---------------|
| 37. 中央郵政研修所 | ※ 41. 自治大学校 |
| 38. 職員訓練所 | 42. 消防大学校 |
| 39. 労働研修所 | 43. 消防研究所 |
| 40. 建設大学校 | ※ 44. 図書館情報大学 |

資料 7

第 4 回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

- 日 時 平成 3 年 3 月 28 日 (木) 14:00～16:00
- 場 所 国立公文書館 3 階会議室
- 出席者 安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、濱田喬、
長倉美恵子、堀井敏夫、三上昭夫 (座長)、村松岐夫の各氏
- 議 事
1. 館長挨拶
 2. 開会及び議事予定説明
 3. 前回 (第 3 回) 研究会議事要旨について (確認)
 4. 研究討議
 - (1) 専門職員の業務と資質の内容について (継続討議)
 - (2) 専門職員の養成制度について
 5. その他

研究討議における発言要旨 (概ね発言順)

1 専門職員に要求される素養について (継続討議)

(一般的素養について)

- 専門職員の素養として「過去に対するイメージと未来を見通すビジョンを兼ね備える」という表現は判りにくいので、「実践的能力と優れた歴史的感性をもった者」とする。
- フランスのアーキスト入門書には、アーキストはなるべく特定の史観をもたずに永久保存価値を有する記録の評価、選別に当たるものと書いてある。
- 「個人的素養」として書かれている内容が非常に厳しい。医者や弁護士などの世界にはプロフェッショナルリズムがあるが、それは自発的な相互監視に基づくものである。公文書館における専門職員の素養として、その内容を明文化する必要があるだろうか。
- 全く新しい専門職員制度を創る上で、個人的素養としての事務処理能力などはやはり具体的に明示しておく必要があろう。
- ここでいう素養は、専門職員になろうとする者が予め備えておくべきものなのか、あるいは学習の結果獲得すべきものなのか不明瞭である。
- 極めて高いレベルの素養を想定せず、一般的な要請としていわば常識的なレベルの素養を必要とするものと考えたい。
- プロフェッショナルとしての自覚という意味でこの素養を考えることにしたい。

(専門的素養について)

- 専門的素養の内容として「文書館学」を前面に出し、その中心的な部分として「公文書館学」を位置づけるべきである。
- フランスの例などをみても、中核的なアーキストの素養として古文学とくに古書体学を重視する必要がある。
- 専門職員の素養のうち「その他の要素」に要求される教育課程のレベル (大学の一般教養程度、卒業程度という区分) は、ここでは規定しない。
- 行政学の理論と行政の実務の関係は、カリキュラムの中で明確にした方がよい。組織管理論と行政学は重複す

る部分が大きい。

- 日本近現代史に関する「外交」の知識も専門職員には必要である。
- 科学技術について常に最新の知識を得るのは難しいので、専門職員に一般啓蒙の面で大きな役割を課すことはできない。

2 専門職員の養成制度について

- 図書館司書の場合、制度そのものは悪くなかったが、その後の運用が不適切だった。養成と採用の人数が余りにもアンバランスになってしまったことに問題がある。
- 博物館学芸員の場合、当初は学歴と現場の要請が合致せず、その影響が現在に残っている。
- 公文書館の専門職員に関しては、大学等による個別の資格認定を行わず、現職者を対象にした一元的な養成及び資格制度を考えるべきである。
- 処遇面など具体的な問題にも配慮しながら検討を進めていかないと制度として定着しない。
- 公文書館の職員構成として、行政職、アーキビスト（研究職）、技術職、用務職、教育職の五種類が考えられる。
- 専門職員を本当に研究職とした方がよいのかという議論が必要だろう。
- 次回研究会は、7月15日（月）の14～16時に開催したい。

資料 8

91. 7. 9

専門職員研究会の今後の進め方について（私案）

1. 発足当初の予定通り、平成4年度末に最終報告書を取りまとめる。

第5回以降の研究会は、次のように開催する。

第5回	7月15日	}	養成機関
6	9～10月※		
7	12月	}	資格制度
8	2～3月※		
9	5～6月		
10	8～9月※	}	確保・配置
11	11～12月		
12	2～3月※		最終取りまとめ

（※はペーパー提出）

2. これまでの研究会の討議内容及び専門職員問題をめぐる我が国現在の“環境”を考え併せると、最終報告書の内容は包括的な専門職員像の提示を基調とし、将来的な制度化の足がかりとなるようなものとする。
3. 養成機関のあり方については、文部省所管機関との協力など、柔軟に検討していくが、資格（認定）制度については、公文書館法のこともあり、総理府（国立公文書館）の専管事項として考える。
4. 独自の研修所については、中間書庫構想との連繋を考慮に入れ、近代以降の公文書を中心とした実務的な研修を行う施設とする。
5. 作業部会のようなものは設けず、従来通りの方法で進めるが、座長とは近いうちに館長自らが今後の見通し等について意見を交す機会をつくる。

（中野目）

資料 9

平成三年四月九日（火曜日）午後一時一分開会

（前略）

出席者は左のとおり。（*原文縦書）

委員長 井上 孝君

理事

板垣 正君
高橋 清孝君
小川 仁一君
吉川 春子君

(中略)

国務大臣

(内閣官房長官) 坂本三十次君

(中略)

説明員

国立公文書館次長 溝口 喜久君

(中略)

○吉川春子君 まず最初に、公文書館の問題についてお伺いします。

一番最初に官房長官にお伺いいたしますが、図書館、博物館と並んで公文書館は歴史資料、文化遺産の保存の立場から先進国も途上国も文化の三点セットの一つとして多くの国で整備されています。公文書館の整備は、最も古いフランスでは一七八九年、イギリスでは一八三九年、アメリカが一九三四年、西ドイツは一九五二年です。我が国は公文書館あるいは文書館の歴史は各国に比べて大変大きなおくれをとっています。関係団体の努力で公文書館法が議員立法として成立したのが一九八七年の十二月ですが、まだ魂が入っていない状態です。

この公文書館には図書館における司書のように公文書館専門職、アーキビストとか公文書保管官というふうに言っていますけれども、これが必要なんですが、この専門官は保存すべき記録資料を管理する人のことなんですけれども、諸外国では非常にこの職業は社会的に地位が高く、またほかのいかなる人にも取ってかわることのできない独自の専門職という認識が一般になっています。日本では法律で置くことが義務づけられておりますけれども、現在一人もおりません。このアーキビスト、公文書保管官の養成についても非常に重要な緊急な課題ですが、官房長官におかれましては公文書館の必要性ということについてどういう認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(坂本三十次君) 率直に言って、私も国会に結構長いですが、公文書館というものの重要性、それから公文書館をつくれというようなお話は余り昔は聞いたことは本当はありませんでした。ところが、そこに大島さんもおりますが、私の非常に尊敬する剣道の友人で岩上二郎さんという人がおられて、この人がけいこをして、その後すぐに、我が国は公文書館がない、これでは先進国として恥かしいという話を私どもにして聞かせてくれました。それで私も、なるほどな、こう思っております、岩上さん初め皆さんの御協力で我が国も先進国並みに公文書館ができたな、結構なことだと思っております。

今御指摘のような、公文書館という組織はできたけれども、肝心のそこにスタッフ、人がしっかりしたのがないというお話であります。これは歴史が浅いですから一気にできなかったでしょうけれども、人がいなかったら公文書館も本当に生きた活動ができませんので、今せっかく人員養成をしておるということを知っておりますが、私としてもできる限りそういう人員の養成については応援をしていきたいな、こう思っております。

○吉川春子君 今、長官がおっしゃいました専門家の養成ですが、一九八九年に国立公文書館長の諮問機関として公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会を発足させて、この答申を待って専門家の養成に着手するとしていますが、国立公文書館にお伺いしますが、これまでこの会議の持たれた回数、一回の会議の時間、研究結果について報告してください。

○説明員(溝口喜久君) お答え申し上げます。

国立公文書館といたしましては公文書館に置かれる専門職員、いわゆるアーキビストの必要性にかんがみまして、アーキビストの業務に関連するところのいろいろの各分野の高い見識を持っておられる人々を集めまして研究会を発足させたことは先生先ほどお話しになったとおりでございます。

この会議の第一回を平成元年の十一月二十四日に行いまして、以後平成二年の三月九日には二回、同年の十月十五日に三回、それからことしの三月二十八日に四回ということで過去四回研究会を開催してまいっております。各回にそれぞれ二時間ないし三時間程度の検討会を積み重ねまして、専門職員の業務の範囲といいますが、どのような業務を担うべきであるか、あるいはまたその職員を養成するための方策はどうあるべきか、またその資格の認定と付与のあり方をどうやったらいいかなどの問題につきまわしていろいろと検討を重ねてまいっております。

す。

今後とも公文書館に置かれるアーキビストの重要性をよく認識しまして、なるべく早く結論を出すように努力を重ねてまいりたいと考えております。

○吉川春子君 つまり一年に一回か二回なんですね。今三時間とおっしゃいましたけれども、うそでしょう。一時間半から二時間まででしょう、一回の会議の時間が。養成問題についてはようやく四回目に入ったところと。ここでもレクのときと同じことをおっしゃってくださいね。

それで、いつ結論が出るかというのは本当にほど遠いわけで、これでは百年河清を待つに等しいのです。私はこういう専門家の養成を本気でやるのかどうか疑わしい。今世紀は日本はもうアーキビストなしで送るのか、こういうことにもなりますので、ぜひことしじゅうに結論を出してください。月に二回ぐらい会議をやったらどうですか。年に一回か二回でそんな一時間半か二時間ぐらいやって結論が出るとも思われません。だから、月に二回ぐらい会議をやってことしの十二月までに結論を出す、それを強く要求します。どうですか。

○説明員（溝口喜久君） 会議の開催につきましては、その開催の間におきまして関連するいろいろな基礎的な調査というものを行う必要がございます。そういったことでその準備をしながら従来開催をしてきているところですが、なるべく回数の頻度も上げるような努力をすることが必要だろうと考えております。

しかし、結論を出すまでの期間として考えられますのは相当かかるというようにも思われるわけでございます。その理由といたしましては、全く新しい職制としての専門職員制度、アーキビストというものを我が国で導入するわけでございますので、これに関連しますいろいろな問題がございます。過去の研究会の中でも……

○吉川春子君 ちょっといいです。会議の回数をもっとふやせないかどうかということです。

○説明員（溝口喜久君） ただいまお答え申し上げましたように、開催までの準備のためのいろいろな調査をなるべく早くしまして、できるだけ回数を上げるように努力はしたいと思っております。

○吉川春子君 そんなのんびりしたことでいろいろ理屈つけてもやる気がないということは数字がはっきりしているじゃないですか。だから、私はことしじゅうに結論を出すということを強く要求して、また次の国会でも質問します。（後略）

資料10

第5回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

- 日 時 平成3年7月15日（月） 14：00～16：00
場 所 国立公文書館 3階会議室
出席者 安藤正人、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、濱田喬、堀井敏夫、
三上昭美（座長）、村松岐夫の各委員
大濱徹也、長倉美恵子の両委員は欠席
- 議 事
1. 館長あいさつ
 2. 新旧次長あいさつ
 3. 開会及び議事予定説明
 4. 前回（第4回）議事要旨の確認
 5. 「公文書館における専門職員の業務と資質の内容について」修正部分の確認
 6. 研究討議
 - （1） 専門職員の養成制度について（継続討議）
 - （2） 研究会の今後の進め方について
 7. その他

研究討議における発言要旨（概ね発言順）

（専門職員の養成制度について）

- 「養成機関の設置」の前に「学科程度及び内容」について討議するのが妥当ではないか。（各委員賛同）

- 専門職員には調査研究の側面があるから、修了年限2年の大学院修士レベルの課程が望ましい。学科内容には「文書館史（文書保存の歴史）」を加える必要がある。
- 我が国では、国が中心となって専門職員を養成していく必要がある。養成機関として、「国立文書館大学校」のようなものを設置する場合、卒業生の進路は文書館に限定せず柔軟に考えるべきで、併せて現職者の研修についても考慮すべきである。
- 学科内容の問題は、専門職員が公文書館の中でどのように処遇されるか（人事における“専門職としての完結性”）という問題と不可分ではないか。
- 我が国の現状をかながみると、アーキビストは情報専門職あるいは専門研究者として自己研鑽を積む必要があり、あらかじめそのような可能性をもつ専門職員を養成しておくのが望ましい。
- アーキビストの専門的知識の内容は、医師や弁護士のようには考えにくいので、国家試験を行うことは難しい。
- 公文書の評価にあたっては、科学技術や自然科学等に関する知識も不可欠と思うが、それらはどの程度学科内容の中に取り入れていくのか。
- カリキュラムの作成にあたっては、コモン・ベーシックなものに加え、選択的に必要なもの、専門的なものという区分を考える。アーキビストの場合、文書館学がコモン・ベーシックなものとなろう。
- 学位授与機構の設置によって、総理府設置の養成機関であっても学位の授与が可能となった。
- 国際的なすう勢からみて、アーキビストの学位取得は重要である。ICAの中には国際アーキビストの称号をつくる動きすらある。学位授与機構の設置によって、養成機関の文部省所管にこだわる必要はなくなったが、隣接分野の研究者の協力が得やすいという点で、なお文部省所管のメリットはあると思う。
- 地方公共団体では職員の研修制度が充実されてきており、研修そのものの重要性が認識されれば、1～2年の派遣研修は可能である。
- 都道府県・指定都市レベルの公文書館でも、専門職員の採用人数は数名程度と考えられる。需要の見通しを概算してみると、年に10～30名という線であろう。より科学的な需要見通しを作成する必要がある。
- 「公文書館法」附則2が改正されれば、一般の市レベルでも専門職員を置くことになるし、民間企業でも需要はある。そのような動向の一例として、今秋、企業史料協議会が法政大学においてビジネス・アーキビスト養成の公開講座を開催する予定である。
- 専門職員の需要ということを考えると単科大学（大学院大学）を新たに設置するのは難しい。まず、国が養成研修期間を一つだけ設置すべきである。
- 国立公文書館が中心となって、大学その他の専門家の協力のもと、ごく小規模な、しかし珠玉のような養成機関をつくったらどうか。小規模なものならば財政負担も過大とはならないので、実現の可能性があるだろう。
- 法律の所管が総理府でも、養成機関は文部省ということで差し支えないと思う。設置主体として法的にどのような選択肢が可能なのか、資料を準備してほしい。
- 学科内容については、諸外国や我が国における既存の研修等の内容を材料にして、検討したらどうか。

（研究会の今後の進め方について）

- できるかぎり日程を調整して研究会を開催し、当初の予定通り平成4年度末までに最終報告書をまとめることとしたい。
- ※ 次回研究会は、11月11日（月）頃を開催する。

資料11

平成3年11月11日

第6回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」における配布資料

1. 第5回研究会議事要旨
2. ドイツのアーキビスト養成学校のプログラム
3. マールブルグ・アーカイブズ学院のカリキュラム要約表
4. フランスのアーキビスト養成学校・講座等のカリキュラム
5. エコル・デ・シャルト〔国立古文書学院〕のカリキュラム要約表

6. フランスの総合大学におけるアーキビスト・ドキュメンタリスト養成コース要約表
7. 中国人民大学档案学院履修科目表
8. カナダ・モントリオール大学図書館学術情報学部学術教養学科アーキビスト・セルティフィカ取得コース
9. 外国における大学院（1年課程）のカリキュラム
（全史料協小委員会「記録遺産を守るために」中の資料に基づき作成）
10. ユネスコのアーキビスト養成課程カリキュラム・ガイドライン
（全史料協小委員会「記録遺産を守るために」から抜粋）
11. 世界の主なアーキビスト養成学校一覧表
（全史料協小委員会「記録遺産を守るために」から抜粋）
12. 専門職員養成機関
13. 参考資料
 - （1）学位授与機構（『時の動き』平成3年8月1日号から抜粋）
 - （2）学位授与機構組織運営規則（『官報』平成3年6月28日号から抜粋）
 - （3）国立公文書館「第4回公文書館等職員研修会」日程表
 - （4）国文学研究資料館・史料館主催「史料管理学研修会」長期及び短期研修課程日程

資料12

第6回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日 時	平成3年11月11日（月） 14：00～16：00
場 所	国立公文書館 3階会議室
出席者	安藤正人、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、長倉美恵子、濱田喬、 堀井敏夫、三上昭美（座長）、村松岐夫の各委員 大濱徹也委員は欠席
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 館長あいさつ 2. 開会及び議事予定説明 3. 前回（第5回）研究会議事要旨の確認 4. 討議資料説明 5. 研究討議 <ol style="list-style-type: none"> （1） 専門職員の養成制度について（前回からの継続討議） （2） その他

研究討議における発言要旨（概ね発言順）

（各国の養成制度について）

- ドイツ（さしあたり旧東ドイツについては除外）の場合、（1）“学術職アーキビスト”……歴史学または法学（法制史）の博士学位取得者クラスの者を各公文書館が採用することを前提に、必要人数だけマールブルクの文書館学校で専門教育を受けさせ、さらに国家試験によって選別する。（2）“行政職（一般職）アーキビスト”……高卒クラスの者をマールブルクの文書館学校で3年間教育する、の二つのコースに大別される。バイエルン州は独自の養成を行っているが、おおむね同様。
- フランスの場合、大学入学検定試験合格者が全国で3カ所の準備学級を経てエコール・デ・シャルとに進み、さらに国立文化遺産学院で学んでアーキビストとなる。他にミュリューズのアーキビスト養成学校を卒業してアーキビストに採用されるコースもあるが、上級管理職となることはできない。
- オランダの上級アーキビスト養成は、修士課程修了レベルの者を対象にアーキビストの専門教育を施している。
- 以上のように、ヨーロッパの大陸諸国では、歴史学等の修士レベル以上の教育を受けた者を、公文書館採用後

に現職者研修のようなかたちでアーキビストとして養成している。

- イギリスでは、大学卒業後1年間のディプロマ・コースでアーキビストの養成を行っている。しかし、ドイツやフランスのような資格制度は存在せず、ほとんどすべてが民間に就職する。国立公文書館（PRO）では、独自の部内養成制度をもっている。
- アメリカ合衆国の場合でも、資格制度がない点でイギリスと似ている。最近、アメリカ・アーキビスト協会が試験認定の制度をはじめたところである。

（教科内容等について）

- フランスのエコール・デ・シャルトに対する批判の中に、教科内容が中世史に偏っているというものがあった。しかし現在、この点は改正され、近・現代史を中心とするコースも設けられている。
- ドイツやフランスの養成カリキュラムを見ると、印章学や通貨史などの科目があるが、我が国の場合はあまり重要とはならないであろう。
- この研究会で検討する専門職員の養成カリキュラムは、とりあえず公文書館に関する分野に限定してよいのではないか。
- 我が国の文書館、とくに地方の文書館の所蔵資料には古文書の占める割合が大きいが、したがって、民間史料の取り扱いまでを含んだカリキュラムが必要である。
- 最近、通常の図書館司書ではレア・ブック（稀覯本）を扱うのに不十分だという指摘がなされている。今後、司書の場合も、様々な専門性をもったものとして養成されることになるであろうから、公文書館の専門職員の養成においては、それらとの競合はできるだけ避け、新しい特色あるものとして考えていかなければならない。

（養成機関の設置形態について）

- 我が国のアーキビストについては、ドイツやフランスとは公務員制度のあり方が違うことを前提に検討していかなくてはならない。両国の場合、アーキビストは国家試験を通ったエリート公務員という側面が強い。
- フランスの場合、重要な民間文書は国及び地方公共団体が保管することになっていて、民間の文書館はほとんど存在しない。
- 我が国では、大学院レベル、少数精鋭型の養成機関をつくって、ついで必要なカリキュラムを充実させていくという順序が必要。具体的には、まず公文書館における養成を活用しながら、大学院等の養成機関を設置する。
- 総理府の所管で養成機関を付設した場合、地方の公文書館がそこで資格付与を重視するかどうか疑わしい。
- 養成機関の修了者には、何らかの称号（資格名）を与えることが必要だろう。アーキビストとしての称号は国際的にみても有利だと思われる。
- 西欧諸国では、修士号取得がアーキビストの基礎学歴となっている。我が国でも、原則として修士課程修了者を対象とする研修所をつくるべきである。

資料13

第7回『公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会』議事要旨

- 日時 平成4年3月2日（月） 14：00～16：00
場所 国立公文書館 3階会議室
出席者 安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、長倉美恵子、堀井敏夫、三上昭美（座長）、村松岐夫の各委員
濱田喬委員は欠席
- 議事
1. 館長あいさつ
 2. 開会及び議事予定説明
 3. 前回（第6回）研究会議事要旨の確認
 4. 研究討議
（1）専門職員の養成制度について（総括）

- (2) 専門職員の資格について
- (3) その他

研究討議における発言要旨（概ね発言順）

（養成機関の設置形態について）

- 養成機関を総理府主体で設置するとして、その機関へ派遣される職員の選考は地方公共団体において行うのならば、公文書館が首長部局に属していたり教育委員会に属していたりする現状を考えたとき、総理府（国立公文書館）と地方公共団体との適切な連携を図っていく必要があろう。
- 民間企業や大学等さまざまな分野で活動するアーキビストの必要性を説いている部分は残したい。企業アーキビストなど、将来必要となる分野も視野に入れながら、それらの養成についても効果をもつような積極的な提言とすべきだ。
- 専門職員の職務内容として、「歴史的に重要な公文書等に関する調査研究」というだけでよいのだろうか。職務の性格としては「調査研究」でよいとしても、公文書館の管理に関する要素も必要になってくると思われる。
- 養成機関の設置形態については、もっと具体的な姿を提示できないか。大学や民間機関等で養成を行う場合の長所も含めて、養成機関として要求される条件を挙げておくべきだろう。その際、養成機関は今後確立されていく文書館学の基礎づくりをしていくような研究機能も有するという点を強調したい。
- 大学院の開放が図られていることもあり、ここで検討している養成機関と大学（院）との関係をもっと積極的に考えてもよいのではないか。
- 養成機関については、他にも、教育スタッフの確保はどうするのか、チェック機能をもつ審査会のような組織は必要ないのか等の問題がある。

（養成の対象について）

- 養成の対象に関して、かなり高いレベルの者の確保が見込まれることから、学歴（学部卒程度というような）の要件を明示する必要はないだろう。

（養成期間について）

- 最低2年という期間について、短縮を前提とするような提言をなす必要はなく、望ましいかたちとしてむしろ強調していきたい。

（学科程度及び教科内容について）

- 「学科」と「教科」の区別のしかたを整理して、「学科の程度」「教科の内容」という表現にする。
- 必要な教科目として、歴史学と古文書学を分離し、また、法律学（公法学、法制史等）を加える。

（専門職員の資格について）

- 公文書館全体がどのような職種の職員で構成されるべきかを考えた上で、その中における専門職員の資格名を選んでいくという順序が必要だろう。
- 資格の名称は統一したものを含め、各公文書館の職名としては柔軟に対応できるようにする。

（その他）

- この研究会の報告書について、広く意見を聴取する機会をつくったらどうか。（6月に開催する全国公文書館長会議において、それを行いたい。）
- 次回研究会は、6月15日（月）に開催する。

資料14

第8回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日 時 平成4年6月15日（月） 14：00～16：00
場 所 国立公文書館 3階会議室
出席者 安藤正人、大濱徹也、加藤陸美、長倉美恵子、堀井敏夫、三上昭美（座長）の各委員
岡田舜平、寺崎昌男、濱田喬、村松岐夫の各委員は欠席

- 議 事
- 1 館長あいさつ
 - 2 議事予定説明
 - 3 前回（第7回）研究会議事要旨の確認
 - 4 研究討議
 - (1) 専門職員の資格について
 - (2) その他

研究討議における発言要旨（概ね発言順）

（専門職員の資格とその名称について）

- 専門職員の名称、資格制度は、どのような法的位置づけが可能なのだろうか。公文書館法の一部改正を行うことと、運用上の措置として実行していくことが考えられるが。
- 法律で名称や資格制度を定める場合、その所管を公文書館法と同様総理府とするのか、あるいは文部省（大学における養成を想定として）とするのか、方針を決めておく必要がある。
- 前回の討議で、専門職員の養成機関については、総理府・国立公文書館を主体として設置するという線ではほぼ同意が得られていたものと考えている。それをふまえて言えば、様々な専攻をもつ者（修士クラス）を各公文書館が採用して前掲の養成機関に派遣し、その課程の修了を要件に総理府が一元的な名称を付した資格を与えていくという方法が想定できる。
- しかし、当面は総理府による一元的な名称、資格制度の確立を目指すとしても、将来的には文書館学の学問的基盤を整えていって、いくつかの教育研究機関を設置するという方向を考えたい。ただし、現状において大学に文書館学コースを設置しようとする、文書館学とはいっても机上の学問にすぎず、歴史学の変形のようなものができてしまうおそれがある。
- 我が国における図書館司書養成の前例からみて、公文書館の専門職員の場合、すでに高度の専門的知識をもった者に対して文書館学の実務研修を行い、資格を付与していくのが望ましい。司書の場合にしても、上級司書という専門的資質をもった司書を供給しているのは、実際には3、4の大学に絞られているというのが現実である。
- 医者や弁護士など、すでに社会的評価が高く、全体数も多い職業ならば問題はないことだが、公文書館の専門職員の場合、必要数が少ない上に新規の専門職として考えていくのだから、何らかの学位制度との連結を図った方がよいのではないか。
- 資格に応じた専門職員の名称を考えると、二つの原則があることを確認しておきたい。一つは、アーキビストに相当するものとしてユニバーサルというか、広義のもの。もう一つは、そのうち公文書館における職務についている者に限定する、いわば狭義のもの。
前者の場合、司書や学芸員と並ぶ名称ということになるが、後者の場合は公文書館という職場に限定した専門職ということになる。
- 元来 archives には、ギリシア語の語源まで遡っても public に限定するというニュアンスはない。広義のアーキビストの名称を考えるべきではないか。
- この研究会は、公文書館法で定められている専門職員について討論することを前提に進められていることもあり、また何よりも現実に我が国の状況をふまえたとき、同法の枠内で可能なかぎり高度な専門職員を実現させるべく努力し、それが将来的に広義のアーキビスト全体の向上を図っていく場合の中核となるようにしていけばよいのではないか。

（討議の過程で提案された名称）

- 文書館学術員〔士〕……〔士〕は不適切
- 文書〔館〕学修士……修士（文書館学）
- 公文書〔館〕専門職〔員〕
- 訳語、archivist もしくは archival scientist

(その他について)

- 前回のペーパーの「関連科目」(p. 7) のところに、図書館学、博物館学、語学を加えたらどうか。
- 専門職員の処遇面についても、この答申で問題提起したい。長期的な人事計画に沿って総務部局・図書館等の他職種への異動も必要だろうし、例えば建設省でいえば建設技監のようなポストの設置、あるいは館長が事務職員ならば必ず副館長は専門職とするというようなことを、毎年の館長会議の「申合せ」で実現することも可能であろう。
- 次回の研究会は、10月5日(月)頃に開催したい。

資料15

(4) 養成期間と学科の程度

大学院修士課程相当の高度なものを想定し、実務研修を含め2年間

※2年間については実現が困難。学科の程度は意見なし。

- 専門職員の位置づけは、大学院修士課程修了程度としたランクづけは分かるが、このために研修期間が2年間というのはどの自治体としても初めての試みとなる。必要性の面からは理解できるが、連続して2年間というのは現場への適用可能性からみてどうなのだろうか。
- 政令指定都市の場合、職員は永く公文書館に勤めるわけではないので、そういう中で一定期間アーキビスト的要素が必要なのだろうか。それより、これから新しく職員になる者の資格として決めてはどうか。
- 専門性が高いので長期間の高度な研修の必要性は分かるが、就職する前ならともかく将来どの程度定着するか未分明のまま財政当局が認めてくれる可能性は非常に低い。当分は各都道府県の様子が続くと思う。
具体的に言うと研修期間が8週間というのがあるが、これの実現に2年間の財政当局との協議が必要であった。まして研修期間が2年となるとどうだろうか。今、公文書館の位置づけが各自治体に定着していない現状では難しい。少額でも国から何らかの補助(研修経費の一部)があれば定着しやすい。
- アーキビストは高度な専門知識をもつことは理解できる。大学等で数年勉強したからといってすぐ役立つ(「専門職員でございます。’)という仕事ではない。人を得るといふ面からも広い行政実務者の中から人材を選定する方向性を出してほしい。
- 研修にどうしても職員を派遣できない事情をもっている公文書館は必ず出てくる。定数の問題とか、補助金制度があったとしても研修期間中の補充の問題とかがでてくる。そうした場合、専門職員のいない公文書館は「公文書館にみならず」となるのか。全ての都道府県・政令指定都市に専門職員を置くように指導することを検討するのか。
- 自治体によって、公文書館の位置づけにはかなりのギャップがある。個別の実態を十分議論して結論を出してほしい。公文書館そのものが地方行政の中でしっかりと位置づけされないと議論が進まない。この根っこの部分を押さえる必要がある。